平成２１年（フ）第４７８号
和歌山市梶取237番地の３
債務者　池田　節子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４７９号
和歌山県伊都郡九度山町九度山741番地の１梅林団地第293号、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町応其225番地11
債務者　西岡　寿美
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４８０号
和歌山県新宮市神倉１丁目10番25号
債務者　林　美紀子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４８２号
和歌山県岩出市船戸1110番地の19
債務者　小清水登貴子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４８４号
和歌山市西紺屋町２丁目19番地
債務者　岡田　秀代
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４８７号
和歌山県紀の川市西三谷10番地38
債務者　堀野アツ子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４８８号
和歌山県有田市宮崎町585番地の１
債務者　嶋田　達憲
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４９２号
和歌山市弁財天丁７番地
債務者　千川　保明
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４９３号
和歌山県海南市鳥居122番地　奥アパート１Ｆ西
債務者　曲谷　　健
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４９４号
和歌山市磯の浦208番地の１　ピエ・デル・モンテⅡ202
債務者　根来　絵美
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４９６号
和歌山県海南市重根933番地
債務者　橋本　秀子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４９９号
和歌山市三葛1134番地の13
債務者　星河世利子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５０４号
和歌山県橋本市小原田13番地の１
債務者　堀内美智子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５０５号
和歌山市加納437番地の３
債務者　福田　将利
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５０７号
和歌山市小雑賀14番地
債務者　河里　行恵
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５１０号
和歌山市磯の浦555番地の184、住民票上の住所和歌山市磯の浦555番地の142
債務者　岡崎　康佐
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５１２号
和歌山県有田市港町370―14　サン・ガーデン有田ⅡＡ　２階203号室、住民票上の住所和歌山県海南市下津町上559番地
債務者　青木　俊憲
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係